

公益社団法人 日本歯科衛生士会役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本歯科衛生士会（以下「本会」という。）定款第30条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、代議員会で選任された理事のうち、年間を通して出勤日数が週3日以上、1日5時間以上勤務する者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区別されるものとする。

(常勤理事の報酬等)

第3条 本会は、常勤理事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事の報酬は、別表1のとおりとし、職務の状況に応じ理事会で定める。
- 3 前項の報酬は、月額をもって支給する。
- 4 賞与及び退職手当は、支給しない。
- 5 通勤に要する交通費は、通勤手当として支給し、その計算方法は職員給与規程に準ずる。

(監事の報酬等)

第4条 前条の規定にかかわらず、公認会計士である監事の報酬は、別表2のとおりとする。

- 2 前項の報酬は、月額をもって支給する。
- 3 賞与及び退職手当は、支給しない。
- 4 前項規定のほか、交通費等の実費は、旅費規程に基づき別途支払うものとする。

(正会員外理事の報酬)

第5条 正会員外理事の報酬は、理事会、代議員会等の会議に出席した場合に支払うものとし、報酬の額は、別表3のとおりとする。

- 2 前項規定のほか、交通費等の実費は、旅費規程に基づき別途支払うものとする。

(費用)

第6条 本会は、役員がその職務の執行にあたって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、概算払いとして支払うものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、代議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

(別表1)

常勤理事の報酬は、年額2,400,000円（月額当り200,000円）を限度とする。

(別表2)

公認会計士である監事の報酬は、年額300,000円（月額当り25,000円）とする。

(別表3)

正会員外理事の報酬は、理事会、代議員会等の会議出席の都度、一人一律10,000円とする。